條

101

◇鳥取縣條例第十号

條例の一部を次のように改める。 昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾

治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第八條別表水利地盆税の項中「四円」を 「二円四十錢」

に「二円」を「一円二十銭」に改める。

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年度分から

適用する。

昭和二十五年度分に限り第八條別表 中 地 租及び家 屋

税の賦課率については「百分の二百五十」を「百分の

号 昭和二十五年 \equiv 月三十一日

ハ國定規格A五判

別所得税については「百分の四、〇」を「百分の四、 八」「百分の五、 の九、〇」「百分の五、〇」を「百分の六、 三百」と事業税については「百分の七、 るものとする。 〇」を「百分の六、〇」と読みかえ 五」を「百分 ○」と特

◇鳥取縣條例第十一号

鳥取縣縣民稅臨時增徵條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

鳥取縣縣民稅臨時增徵條例

第一項の規定にかゝわらず八百四十円に地方稅法第四 縣民税の賦課総額は鳥取縣縣民稅賦課徵收條例第四條 十七條に定める納税義務者数を乘じた額とする。

号昭和二十五年 Ξ 月三十一日 (第三種郵便物認可)

鳥取縣公報 火每 金週 曜日発行(時八翌日)

則

昭和二十五年三月三十一日

り適用する。 との條例は公布の日から施行し昭和二十五年度分に限

◇鳥取縣條例第十二号

昭和十九年四月鳥取縣條例第二号鳥取縣稅目的稅都市計 画稅賦課率條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛

治

第一條中 鳥取縣稅目的稅都市計画稅賦課率條例中改正條例 「三錢一厂」を「一錢三厂」に改める。

との條例は公布の日から施行し昭和二十五年度分から

適用する。

◆鳥取縣條例第十三号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收

條例の一部を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾

治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第五十三條第一項中「一万分の二十」 を 「一万分の八」

に改める。

との條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第十四號

鳥取縣稅納期限変更條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西 尾

治

愛

鳥取縣稅納期限変更條例

家屋稅、船舶稅、 二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の規定にかゝわらず地租 昭和二十五年度に限り昭和二十二年七月鳥取縣條例第 から同月三十日までとする。 ミシン税、庭園税及び水利地益稅の納期は六月二十日 軌道稅、 電話稅、 電柱稅、 漁業権稅

との條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第十八号

鳥取縣木炭檢査條例を次のように定める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事 西

尾

愛

治

(趣旨)

第一條 引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため との條例の定めるところによつて木炭の檢査を行う。 知事は、 木炭の品質の改善、生産の合理化、取

(定義)

第二條 指定する「規格証票」 したものをいい「木炭規格規程」とは知事の指定する 「木炭規格規程」をいい、 この條例において「木炭」とは、木材質を炭化 (以下証票という。)をいう。 「規格証票」とは、 知事の

(受檢の義務)

本縣内において生産した木炭は、 次に掲げる場

第三條

鳥取縣公報

号

外

昭和二十五年三月三十一日

(第三種郵便物認可

費することができない。但し、 た木炭は、この限りでない。 国の機関が証票を附し

じ。)し生産市町村外に搬出し又は、使用若しくは消 を受けなければこれを讓渡(讓渡の委託を含む以下同 合を除くほか、

この條例の定めるところによつて檢査

籾乾燥用として使用又は消費する場合 養蚕用、製茶用 木炭の生産者がみずから生産した木炭を家庭用、 煙草乾燥用、椎茸乾燥用若しくは

一、地勢又はその他特別の事由により木炭をその生産 けて搬出する場合 市町村外において檢査を受けるため知事の許可を受

に出品するため知事の許可を受けた場合 試驗研究用に供し又は品評会、共進会、 博覽会等

みなす。 の各号の一に該当するものは、檢査を受けないものと 前項の規定によつて檢査を受けた水炭であつても次

証票の明かでないもの又はこれを偽造し若しくは 証票の脱落したもの又はこれを附け替えたもの。

昭和二十五年三月三十

が確認しにくいものは、本縣内で生産したものとみな 縣外から移入した木炭であつても縣外産であること

第四條 す。 木炭の檢査は、 木炭規格規程に基いて格付し

包装ごとに証票を附する。 檢査に関する規程は知事が別に定める。

(再檢查)

第五條 に申し出ることができる。 前條の規定による格付に不服のある者は、 知事

再檢査をしなければならない。 他必要と認める場合には、関係事項を調査し若しくは 知事は、前項の規定によつて申出のあつた場合その

(木炭格付基準査定会)

を図るため別に規程を定め木炭格付基準査定会を設け 知事は、 檢査技術を練磨しあわせて格付の統

ることができる

(手数料)

第七條 査を受けた場合は、この限りでない。 ばならない。 檢査を受ける者は、次の手数料を納付しなけ 但し、 第五條第二項の規定によつて再檢

十五瓩俵 一俵につき

二十瓩俵 一俵につき

2、手数料は、 **鑑は檢査でとに証票に附した針金を折り返しこれに貼** 付しなければならない。 木炭檢查証箋をもつて納付し木炭檢査証

3、檢查手数料手続に関する規程は、 知事が別に定める。

(取締)

第八條 合は、 但し第三條第一項第二号の規定による許可を受けて運 送する場合並びに第三号の規定による許可を受けた場 これを運送し、若しくは運送の取扱をしてはならない。 む。)し若しくは購入(購入の委託を含む。)し又は 未檢査の木炭は、これを販売(販売の委託を含 との限りでない

(指示、 命令)

第十三條

この條例施行の際現に法に基いて檢査を受け

た木炭は、この條例を適用し

ない。

第九條 讓受(讓受の委託を含む。)移動、在荷等に関し規則 を設け又は指示し、 と認める場合には、木炭の生産、檢査、出荷、護波、 知事は、 この條例を実施するために必要がある 若しくは命令することができる。

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十三号鳥取縣職員定数

條例を次のように改める。

昭和二十五年三月三十一日

鳥取縣知事

酉

尾

愛

治

◇鳥取縣條例第十九号

第十條 第三條叉は第八條の規定に違反した者は一年以

下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に関し 法人の代表者又は法人。若しくは人の代理人

第二條

第一号中吏員「一、三八九人」を「一、

一八四人」を「一、

一八七 四三九 鳥取縣職員定数條例中改正條例

同條第二号中書記「一六人」を「一七人」にその他の

人」に計「二、五七三人」を「二、六二六人」に改め

人」にその他の職員「一、

職員「四人」を「六人」に計 二二 人」を「二四人」

に改め及び同條第六号中吏員相当職員「九人」を「一

四人」にその他の職員「三〇人」を「三一人」に計

四〇人」を「四六人」に改める。

法人又は人に対しても同僚の罰金刑を科する。 前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その

(施行期日)

定農林物資檢査法(以下法というで)

『養檢査法(以下法という』)がその効力を失との條例は、昭和二十三年法律第二百十号指

経過規定)

鳥取縣公報

号

つたときから施行する。

外

昭和二十五年三月三十一日

Ø 條例は昭和二十五年四月一日から施行する。附 則

(第三種郵便物認可

Ħ.